

第1編 総論

第1章 平成26年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

我が国の農林水産業を取り巻く状況は、農業所得の減少、農林水産業就業者数の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など大変厳しい状況にある。特に、農山漁村が多く存在する地方都市においては、平成26年5月に発表された、増田寛也・東京大学公共政策大学院客員教授が座長を務める日本創成会議・人口減少問題検討分科会による提言（いわゆる「増田レポート」）において2040年までに約半数の地方自治体が消滅するとされたように、過疎・高齢化が進行している。

他方、農林水産業は、食料供給のみならず、国土や自然環境の保全、集落機能の維持といった多面的機能の発揮を通じ、国民生活に不可欠な存在である。

こうした状況の中、「攻めの農林水産業」を展開することにより、農林水産業・農山漁村の潜在力を最大限に引き出し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創りあげていくことが必要であることから、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂や、農林水産行政の中長期的なビジョンである「食料・農業・農村基本計画」の見直しを行った。

2 講じた施策の重点

(1) 攻めの農林水産業

産業競争力会議における、経営力ある担い手の育成や輸出環境整備等についての議論や、規制改革会議における、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直し等の議論を踏まえ、平成26年6月24日、政府全体の成長戦略である「日本再興戦略改訂2014 未来への挑戦-」や、政府が着手すべき規制改革をまとめた「規制改革実施計画」が閣議決定された。

これらを踏まえ、今後推進すべき農政のグランドデザインとして平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」についても改訂が行われた。これにより、輸出促進に向けた輸出体制・輸出環境の整備や6次産業化等の推進のためのA-FIVEの積極

的活用、畜産・酪農の強化、農協・農業委員会・農業生産法人に関する改革の推進等がプランに位置付けられることとされ、翌年までに行うこととされていた新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しに際しても、改訂後のプランの方向性を踏まえて行うこととされた。このうち、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しについては、改訂プランを踏まえ、与党における議論を踏まえて検討を行い、平成27年4月に改正法案を国会に提出した。

省内においては、プランの現場における推進に必要な課題の把握、解決策の検討とともに、所得の向上や地域のにぎわいのための更なる方策の検討を行うため、平成26年9月8日に西川新農林水産大臣の指揮の下、「攻めの農林水産業実行本部」を立ち上げた。その後、同本部を5回開催し、現場の先進事例や「攻めの農林水産業」の施策の実行状況の報告等を行った。

(2) 新たな食料・農業・農村基本計画

平成27年3月31日には、農政の中長期のビジョンとなる、新たな基本計画が閣議決定された。新たな基本計画は、食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき決定された4回目の基本計画であり、食料・農業・農村政策審議会の企画部会における17回にわたる議論、現地視察、地方意見交換会を経て、3月24日の本審議会での答申を受けて決定された。

新たな基本計画では、高齢化や人口減少、グローバル化などの観点から、情勢の変化や施策の評価と課題を整理した。その上で、現在が施策展開に当たっての大きな転換点であるとの認識に立ち、基本法に掲げる「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」及び「農村の振興」という4つの基本理念の実現を図っていくため、施策の基本的な方針として、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として進めていくこととした。

また、食料自給率目標については、計画期間内における実現可能性を重視し、10年後（平成37年度）にカロリーベースでは現状39%から45%に、金額ベースでは現状65%から73%に引き上げる目標を設定した。さらに、食料安全保障に関する国民的な議論を深めるため、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給

力指標を新たに提示した。

さらに、具体的施策として、①輸出拡大に向けた取組の強化や6次産業化の促進による新たな需要の取り込み、②農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化や米政策改革の着実な推進による需要に応じた生産の推進、③農協改革や農業委員会改革による意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境づくり、④集落機能の「集約とネットワーク化」など地方創生に関する取組の強化などを進めていくこととした。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成26年度農業関係予算一般会計予算額は、総額1兆7,396億円となった。

また、平成26年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は1,983億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額1,740億円となっている。

4 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下の税制措置が講じられた。

(1) 農業経営の安定化

ア 農地中間管理機構の整備に伴う課税の特例（所得税・法人税、相続税・贈与税、印紙税、登録免許税、不動産取得税等）

イ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の3年延長（所得税・法人税・個人住民税）

ウ 農林漁業用A重油等に対する石油石炭税の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）

エ 都市農地が公共取用等のために譲渡される場合の相続税納税猶予等の継続措置の拡充（相続税・贈与税）

(2) 農林水産関連産業の振興

特定農産加工品生産設備の特別償却制度及び事業税の減額の特例の2年延長（所得税・法人税、事業所税）

5 農業金融

制度金融については、平成25年度に引き続き、人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者等が農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借り入れる場合について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じた。また、青年等就農資金を創設し、貸付業務を日本政策金融公庫が行うこと

とした。

このほか、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正（平成25年12月13日公布）し、日本政策金融公庫が、農林水産大臣の承認を受けた投資事業有限責任組合に対して出資業務を行うことができるよう措置した（平成26年4月1日施行）。

6 立法措置

第186回国会（通常国会）において、

- ・「森林国営保険法等の一部を改正する法律」
- ・「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」
- ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」
- ・「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」

が成立した。

第2節 林業

1 施策の背景

森林は、国土の保全、水源の涵養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって、国民生活及び国民経済に大きな貢献をしている。また、現在の我が国の森林は、これまでの先人の努力等により、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。

しかしながら、我が国の林業・木材産業は、近年国産材供給量が回復傾向にあるものの、木材需要の7割以上は依然として輸入材により占められており、また、長期にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の生産・流通構造の改革の遅れなど、引き続き厳しい状況にある。このため、国内の森林資源が十分に利用されず、また、適切な森林整備が行われない箇所もみられるなど、森林の有する多面的機能の発揮への影響も懸念されている。さらに、東日本大震災による被災地では、津波により被災した海岸防災林、放射性物質に汚染された森林等は引き続き深刻な状況にある。

こうした中、農林水産省では、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材の利用拡大等を進めるとともに、国有林野の管理経営や東日本大震災から

の復興にも取り組んでいる。

平成26（2014）年、政府は、6月に「日本再興戦略」と「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂するとともに、12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定した。これらの戦略やプランの中で、森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する山村地域に産業と雇用を生み出すことなどとしている。

2 講じた施策の重点

(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。

特に、森林資源を循環利用し安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに森林吸収量の確保を図るための森林整備や、集中豪雨・地震等に対する山地防災力の強化を図るための治山事業を推進した。また、森林の有する多面的機能の発揮や山村の活性化のため、地域の活動組織等が実施する保安全管理や施業集約化に必要な森林調査等を支援した。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。

特に、林業への就業前の青年に対する給付金や、「緑の雇用」事業のメニューの拡充等により林業を担う人材の育成を推進するとともに、急傾斜地等における次世代型の架線系林業機械の開発等を推進した。

(3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に収益が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。

特に、林業・木材産業の成長産業化を図るため、CLT（直交集成板）等新たな製品・技術の開発・普及や、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築を支援した。また、国産材の安定的かつ効率的な供給等を図るため、高性能林業機械、木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利活用施設の整備等を推進した。

(4) 国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請に対する適切な対応及び森林・林業の再生への貢献のため、公益重視の管理経営を一層推進した。また、組織、技術力及び資源を活用して、林業技術の開発普及及び人材育成をはじめとした民有林に対する指導やサポート等を実施した。

(5) 団体の再編整備に関する施策

森林組合等による施業の集約化活動に対する支援を行いながら、施業の集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むよう指導するとともに、その取組状況を都道府県等が確認する仕組み及びルールについて指導した。

3 財政措置

(1) 財政措置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算、東日本大震災復興特別会計予算及び森林保険特別会計予算の確保に努めた（表1）。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

（単位：百万円）

区 分	26年度
林業関係の一般会計予算額	379,899
治山事業の推進	64,479
森林整備事業の推進	136,706
災害復旧等	24,330
保安林等整備管理	493
森林計画	1,022
森林の整備・保全	4,962
林業振興対策	7,092
林産物供給等振興対策	4,604
森林整備・林業等振興対策	56,830
林業試験研究及び林業普及指導	10,087
森林病虫害等防除	876
林業金融	349
国際林業協力	291
森林整備地域活動支援対策	150
その他	67,628
東日本大震災復興特別会計予算額	68,288
国有林野事業債務管理特別会計予算額	312,126
森林国営保険事業・歳出	4,172

注1 予算額は補正後のものである。

注2 一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

注3 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、①公有林等における間伐等の促進、②国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した施業の集約化に必要な活動、③国が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等と連携した林業の担い手育成及び確保に必要な研修、④民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、⑤地域で流通する木材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策、⑥市町村の森林所有者情報の整備等に要する経費等に対して、引き続き地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

4 税制上の措置

林業に関する税制について、①森林経営計画制度の見直しに伴い、見直し後の認定基準により認定を受けた計画についても、引き続き森林計画特別控除等の措置の対象とすること（所得税、相続税等）、②中小企業者等に該当する林業者等が特定機械装置等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、取得する特定機械装置等が生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備に該当する場合については、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下は10%）の税額控除の選択適用ができることとした上で、適用期限を3年間延長すること（所得税、法人税）、③農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の適用期限を3年間延長すること等の措置を講じた。

5 林業金融

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について、貸付

計画額を229億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とした。

森林の取得や木材の加工及び流通施設等の整備を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、無担保・無保証人貸付けを実施した。

(2) 林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対し、都道府県から無利子資金である林業・木材産業改善資金の融通を行った。

その貸付枠は、100億円とした。

(3) 木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するために必要な資金等を低利で融通した。

その貸付枠は、600億円とした。

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者に対する保証料等の助成を実施した。

(5) 林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

その貸付枠は、5億円とした。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源状況の低迷、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老

朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、その大津波によって多くの人命を奪うとともに、我が国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらした。

こうした中、東日本大震災からの水産業の復旧・復興を図るため、政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日決定）や「水産復興マスタープラン」（平成23年6月28日策定）等で示した水産復興の方針を水産基本計画に位置付けることにより東日本大震災の復興を政府を挙げて取り組むことを改めて明確にした。また、力強い水産業を確立するため、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 講じた施策の重点

政府は、平成24年3月に閣議決定した水産基本計画に基づき、国民への水産物の安定供給の確保と、これを支える力強い水産業及び豊かで活力ある漁村の確立を図るため、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現する資源管理・漁業経営安定対策をはじめとした施策を推進した。また、東日本大震災により被災された方々が、将来への希望と展望を持って水産業を再開できるよう、復旧・復興に全力で取り組んだ。

3 財政措置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

平成26年度

項 目	通常分	復旧・ 復興対策分	合 計
合 計	228,032	184,302	412,334
非公共（計）	147,764	24,977	172,741
公共（計）	80,268	159,325	239,593
一般公共	76,950	23,268	100,218
水産基盤整備	76,246	23,123	99,369
漁港海岸	704	145	849
災害復旧	3,318	136,057	139,375

注：1）通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係

る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計に係る分である。

2) 金額は補正後予算額である。

3) 上記のほか、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

所得税、法人税及び固定資産税については、東日本大震災の被災地での代替資産等（漁船）に係る特例措置について、その適用期限を3年間延長した。法人税については、漁業協同組合等の合併に係る課税の特例措置について、その適用期限を3年間延長した。登録免許税については、東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地の利活用を促進するための土地交換に係る特例を創設した。

5 水産業金融

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、平成25年度に引き続き、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人不要・担保は漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証についての支援等を講じた。

